

滝沢市排水設備指定工事店申請の手引き

1 はじめに

この手引きは排水設備指定工事店の申請（新規・継続）の手続きについて、「滝沢市排水設備指定工事店規程第6条」の規定により、必要な事項を定めるものです。

2 申請書の作成について

	新規	継続
① 申請の流れ	(1) ホームページを参考に申請書を作成してください。	(1) 同左
	(2) 市役所分庁舎下水道課へ申請書を持参又は郵送してください。	(2) 継続申請の通知に添付した納入通知書で手数料を納入してください。
	(3) 申請書受付後に納入通知書を送付するので手数料を納入してください。	(3) 市役所分庁舎下水道課へ申請書を持参又は郵送してください。
	(4) 排水設備指定工事店決定通知書を送付するので、指定工事店証を上下水道部内の連絡ボックスから受領してください。	(4) 同左
② 申請書作成の留意事項	(1) 指定工事店指定申請書 ・法人の場合は代表者欄に「代表取締役」「取締役」の区分を記入してください。 ・行政書士等の代理人が申請する場合は、委任状を添付してください。	(1) 同左
	(2) 代表者の経歴書 ・記載例を参考に作成し、添付してください。	(2) 同左または「当該書類について前回申請時から内容に変更がないことを証する書類（誓約書例）」を添付してください。
	(3) 定款の写し ・法人の場合は添付してください。	(3) 同左または「当該書類について前回申請時から内容に変更がないことを証する書類（誓約書例）」を添付してください。
	(4) 営業所の平面図及び付近見取図等 ・様式に入らない場合は、別紙としてください。 ・営業所の外部及び内部の写真を添付してください。	(4) 同左または「当該書類について前回申請時から内容に変更がないことを証する書類（誓約書例）」を添付してください。
	(5) 専属責任技術者名簿 ・緊急時連絡先欄に必ず3名以上（該当者がいない場合は「以下該当なし」と記入）の携帯番号を記入してください。	(5) 同左
	(6) 設備器材調書 ・掘削（バックホウ、スコップ等）、切断（切断機、シャッパー等）に必要な機械類は必ず記入してください。レンタル機材はその旨を明記してください。	(6) 同左または「当該書類について前回申請時から内容に変更がないことを証する書類（誓約書例）」を添付してください。
	(7) その他 ・年月日欄は必ず記入してください。 ・代表者の代わりに支店長等が確認申請等の書類を提出する場合は、権限を代理する委任状を添付してください。	(7) 同左

3 継続申請を行わない場合

下水道課担当まで連絡してください。